



島根県報

令和2年3月24日（火）

号外第28号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県病院事業の設置等に関する条例及び島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	（総務課）	13
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	14
公立大学法人島根県立大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例	（ 〃 ）	19
恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	（人事課）	20
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	21
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	22
職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	23
島根県部設置条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	24
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	25
島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	27
知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	（ 〃 ）	30
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（財政課）	32
島根県県税条例等の一部を改正する条例	（税務課）	37
島根県中山間地域研究センター条例の一部を改正する条例	（地域政策課）	41
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例	（環境政策課）	42
島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	（廃棄物対策課）	43
島根県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	（地域福祉課）	44
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	（青少年家庭課）	59
島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	（子ども・子育て支援課）	60
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	（薬事衛生課）	61
島根県動物の愛護及び管理に関する条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（ 〃 ）	62
島根県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	（畜産課）	65
島根県卸売市場条例及び島根県卸売市場審議会条例を廃止する条例	（しまねブランド推進課）	66
島根県漁港管理条例の一部を改正する条例	（漁港漁場整備課）	67
島根県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	（道路建設課）	68
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	（建築住宅課）	70

- (1) 配置する職員及びその員数
- (2) 居室の床面積
- (3) 利用者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連する事項
- (4) 利用定員
- (5) その他設備及び運営に関する事項

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)、(2)、(4)及び(5)の一部については、令和4年4月1日から施行することとした。

◇島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 条例の概要

引用する条項の整理

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 条例の概要

幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件に係る特例の期間を5年間延長することとした。（附則第4項関係）

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 条例の概要

- (1) 公衆衛生上講ずべき措置の基準に係る規定を削除することとした。
- (2) 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の届出に係る規定を削除することとした。
- (3) その他所要の経過措置を規定することとした。

2 施行期日

令和2年6月1日から施行することとした。

◇島根県動物の愛護及び管理に関する条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 条例の概要

(1) 島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

ア 知事は、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置くこととした。（第23条第1項関係）

イ 動物愛護管理員は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員のうちから知事が任命することとした。（第23条第2条関係）

ウ 引用する条項の整理

エ その他規定の整備

(2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 20 号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成11年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 削除

第 2 条の 2 を削る。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第 5 条に規定する改正法第 1 条の規定による改正前の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第50条第 2 項の規定により定められた基準は、この条例による改正前の食品衛生法施行条例（次項において「旧条例」という。）第 2 条及び別表第 1 の規定による基準とする。

3 旧条例第 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による届出については、改正法附則第 5 条及び前項の規定により、この条例の施行の日から起算して 1 年間は、なお従前の例による。